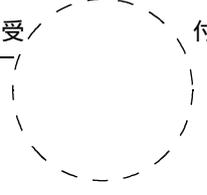


第57号の6様式(規格A4)

受 付  年 月 日 群馬県知事あて		特別徴収義務者番号又は法人番号	
		利 子 割 配 当 割 株式等譲渡所得割 更正請求書 (県税条例施行規則第21条の2第1項の規定による請求書)	
特別徴収 義務者	所在地		
	名 代 表 者 称 名		
	担当者所属・氏名		
	電 話 番 号		
地方税法第20条の9の3第 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。			
対 象 税 目	利子割 ・ 配当割 ・ 株式等譲渡所得割		
更 正 の 対 象 と な る 年 月	年 月 分		
摘 要	更 正 の 請 求 前	更 正 の 請 求 後	
課 税 標 準 額	円	円	
税 額	円	円	
利子等又は配当等の種別			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法 定 納 期 限	年 月 日	
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日	
	第2号の更正・決定等のあつた日	年 月 日	
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日	
請 求 理 由			
還 付 口 座 等	銀行・信金 本店・本所 信組・農協 支店・支所	口 座 種 類	普 通 当 座 別 段
		口 座 番 号	
		口 座 名 義 人 名	

- 注 1 この請求書は、利子等又は配当等の種別ごとに作成してください。「特別徴収義務者番号又は法人番号」欄には、利子割については特別徴収義務者番号を、配当割又は株式等譲渡所得割については法人番号を記載してください。
- 2 対象税目欄には、更正の請求の対象となる税目に丸印を付けてください。
- 3 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割、配当割又は株式等譲渡所得割について更正の請求をする場合は、「更正の請求前」の「課税標準額」欄の記載は必要ありません。
- 4 株式等譲渡所得割については、「利子等又は配当等の種別」欄の記載は必要ありません。
- 5 更正の請求をする理由等を証する書類を添付してください。
- 6 請求理由欄には、更正の請求をする理由及び請求に至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載してください。